

第26期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年4月22日（水曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催
場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号
MMパークビル5階 TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールC

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

議決権行使期限

2020年4月21日（火曜日）
午後5時まで

目次

■ 第26期 定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	22
■ 計算書類	25
■ 監査報告書	28
■ 株主総会参考書類	31

株式会社トランザス

証券コード 6696

【お土産について】

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、本年より取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2020年4月7日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
横浜ランドマークタワー17階
株 式 会 社 ト ラ ン ザ ス
代表取締役社長 藤 吉 英 彦

第26期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年4月21日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：2020年4月22日（水曜日） 午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所：神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号

MMパークビル5階 TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールC

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目 的 事 項：

- 報 告 事 項
1. 第26期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

1. 株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、代理人がご出席の場合は委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
2. 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の書類につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tranzas.co.jp/ir/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には含まれていません。

(1) 連結注記表 (2) 個別注記表

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類と、上記の(1)及び(2)に記載の連結注記表及び個別注記表となります。

3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tranzas.co.jp/ir/>) に掲載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行具合やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

自 2019年 2月 1日
至 2020年 1月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、第1四半期に当社が50%を出資し、株式会社ピースリーを設立いたしました。その設立により、当社の事業にメディアの要素が加わり、従来より行ってまいりましたIoTデバイスをはじめとしたデジタルサイネージ事業などのターミナルソリューション事業にも、新しい展開の可能性が広がりました。また、凸版印刷株式会社との連携によるクラウド型のコンテンツ配信システムであるNEXT GENERATION HOSPITALITY (NGH) も、従来の販売型ビジネスから「ストック型」「サブスクリプション型」ビジネスへの転換として立ち上がり、本事業に付帯する新サービスの開発を積極的に図ってまいりました。

また、シンガポール子会社TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.が現地において、大規模ビルへのエネルギー削減装置の導入に成功し、パートナー企業とともに新たなIoT事業の展開を始めるに至っております。

しかしながら、当連結会計年度において持分法適用関連会社である株式会社ピースリーを連結子会社化したため、メディア・プラットフォーム事業で大きな成果が出始めた当連結子会社に対する売上・利益が内部取引として消去され、また将来的な「ストック型」ビジネスに重点を置いたビジネス構造を重視した取引を積極的に行ったことで、当初の想定を下回る業績となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は783,417千円（前期比12.8%増）、営業損失は103,318千円（前連結会計年度は144,783千円の営業損失）、経常損失は102,370千円（前連結会計年度は146,733千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は122,263千円（前連結会計年度は166,197千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の総額は74,807千円であります。その主な内容は、システム開発等によるソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 23 期 (2017年 1 月期)	第 24 期 (2018年 1 月期)	第 25 期 (2019年 1 月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2020年 1 月期)
売 上 高(千円)	－	1,258,047	694,460	783,417
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	－	245,273	△146,733	△102,370
親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純利益又は 親 会 社 株 主 に 帰 属 する当期純損失 (△) (千円)	－	152,296	△166,197	△122,263
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	－	58.37	△52.66	△38.65
純 資 産 (千円)	－	1,361,905	1,203,416	1,091,396
総 資 産 (千円)	－	1,617,271	1,347,652	1,166,606

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年 5 月 8 日付で株式 1 株につき 50 株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第 24 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。
3. 当社グループは、第 24 期より連結計算書類を作成しておりますので、第 23 期の計数は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 23 期 (2017年1月期)	第 24 期 (2018年1月期)	第 25 期 (2019年1月期)	第 26 期 (当事業年度) (2020年1月期)
売 上 高(千円)	1,051,654	1,206,021	679,306	727,010
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	184,484	262,882	△126,079	△115,859
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	111,695	169,906	△168,589	△122,090
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	55.63	65.12	△53.41	△38.59
純 資 産 (千円)	538,834	1,378,650	1,217,641	1,097,484
総 資 産 (千円)	702,534	1,597,419	1,360,778	1,165,708

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2017年5月8日付で株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。このため、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.	929,165米ドル	100.00%	海外市場におけるＩｏＴデバイスの販売、市場調査
株式会社ピースリー	2百万円	50.00%	プラットフォームメディアの構築とプランニング、広告の販売

- (注) 当連結会計年度において新たに設立し、当初は持分法適用関連会社に含まれておりましたが、当社との取引が増加し支配が増したため、2019年11月1日に同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、ターミナルソリューション事業の立上げ時から端末とソフトウェアの両方の開発を行っており、顧客の注文に応じた最適な端末を一気通貫で行う垂直統合型のビジネスを展開してまいりました。

現在、当社グループは、ホテルVODやIP放送向けSTB及びSTBの開発・製造で培った技術やノウハウに基づいて開発するIoT端末をホスピタリティ市場全般に浸透すべく、新端末、新サービスの開発・製造を行っております。ホテル向けにはVODだけでなく、ホテルのサービス向上や業務効率化に寄与するクラウド型コンテンツ配信システムや宿泊施設向けの自動チェックインシステム等の提供も行っております。また、IoT化が今後一段と進むことが予想される製造業や物流業に向けてウェアラブルデバイス「Cygnus」の標準ソリューションをパートナーとともに開発し、その事業拡大に注力しております。さらに、各業種のIoT化を支援するために、IoTルータを開発する等、STBメーカーから労働力不足を解消するためのIoTメーカーへと進化すべくパートナーとともに各種施策に取り組んでおります。

当社グループでは、急速に技術が進歩しているIoTの分野において、中長期的に継続した成長を実現し、企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目に対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 販売チャネルの拡大

当社グループは、主にパートナーであるVAR (Value Added Reseller) を通じて端末やシステムを提供しております。業容拡大のためには、国内外における既存のVARとの関係強化に努めるとともに、新規VARの開拓及び既存VARとの関係強化を図ることが必要です。そのため、既存VARに対しては、端末及びソフトウェア双方の開発が可能な当社の強みを活かして、ニーズを取り込んだ端末やサービスを提供し、適時適切なフォローサービスの提供を行ってまいります。また、新規VAR開拓のためには、IoTメーカーとしての知名度向上を図るとともに、人材育成を強化し、国内外におけるネットワークの強化を図ってまいります。

② 顧客満足度及び品質の向上

当社グループは、端末の開発から製造まで一気通貫で提供しており、顧客が要求する機能と価格を満たす最適なターミナルの提供が可能です。今後、IoTがさらに市場に普及することで、IoTを活用したサービスを実現するための端末を提供できる当社グループの強みが発揮できると確信しております。

そのような事業環境の変化に備えて、当社グループでは優秀な人材の確保と社内教育を拡充し、また、端末の製造コスト削減のため、部材等の供給先の複数化を図ってまいります。

また、品質向上を目指してISO9000シリーズの認証取得を行っております。今後も顧客に対して適切な品質水準のターミナルの提供と顧客に対する価値提供レベルを向上させるため、同認証を維持して、品質向上を図ってまいります。

③ 研究開発の強化

既存の端末に利用するソフトウェアは、他の分野でも利用されるIoT端末のソフトウェア開発にも利用することができます。そのため、数多くのソフトウェアを開発することで、新端末の開発が早期化でき、また、様々な顧客ニーズに応えることができるようになると考えております。

また、近年、様々なOSやアプリケーションソフトが誕生しており、それらと連動させた端末に対する需要が増加傾向にあります。

当社グループでは、よりソフトウェアの開発スピード能力を高め、リードタイム短縮化を目指し、また、複数の顧客ニーズに共通する機能を標準的な機能として、端末に実装させることで、確実に新規顧客を取り込んでまいります。

④ 優秀な人材の確保と生産性の最大化

IoT市場においては、国内だけでなく海外においても常に新端末が開発・製造されており、当社グループの端末に類似したものも、今後、市場に投入される可能性はあります。そのため、それらとの差別化を図るためには、ソフトウェア開発が重要であると認識しており、優秀な人材の継続的確保が事業拡大の重要な課題となります。そのため、より高い専門性を有する人材をグローバルに確保するとともに、既存社員の能力及びスキルの底上げ、定着を図るために社内教育の拡充や定期的な人事評価制度や報酬制度の見直し等を行ってまいります。

また、人材の確保のみならず、生産性を最大化させるために、個々の持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、就業環境の最適化や人事制度の拡充に取り組んでまいります。

⑤ 内部統制及びガバナンスの強化

競争が激しいIoT市場において、持続的に健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンスの一層の強化が不可欠であると考えています。そのため、国内はもとより、海外支店及び海外子会社への監督強化のために海外事業推進室に加え、内部監査室を設け、その強化に取り組みました。また、内部統制レベルの向上を継続的に図るとともに、事業推進に必要な意思決定の迅速化にも邁進しています。

(5) 主要な事業内容（2020年1月31日現在）

当社グループは、「『しか』に拘り、当社独自のシステムを通じて、世の中に無い新しいサービスを創造する」ことを経営理念として、IoT端末の開発・製造及びそれを利用したソリューション・サービスの提供を主要な業務としております。自社で端末に組込むソフトウェアの開発から、端末の製造、メンテナンスまでをワンストップで行えるところに特徴があります。

当社グループは、ターミナルソリューション事業の単一事業であるため、サービス区分ごとに記載いたします。

① IoTソリューションサービス

当社グループが開発・製造する各種IoT端末やシステムを最新の技術と過去の開発経験・ノウハウを活かして開発・製造しております。また当社製品を活用したソリューションの提案、サービスの提供も行っております。

② IT業務支援サービス

業務基幹システム等のアプリケーションソフトウェアの受託開発、システム運用に必要なパソコンやサーバ等の提供及びメンテナンス、開発したソフトウェア・システムのメンテナンスを提供しております。

サービス区分ごとの主要製品及びサービスは以下のとおりです。

サービス区分	主要製品・サービス
IoTソリューションサービス	STB・サーバ・デジタルサイネージ・ウェアラブルデバイス・IoTコントローラー・自動チェックインシステム・クラウド型コンテンツ配信システム
IT業務支援サービス	システム構築・保守サービス

(6) **主要な事業所** (2020年1月31日現在)

①当 社

本 社	神奈川県横浜市
台湾支店	台湾新北市

②主要な子会社

株式会社ピースリー	神奈川県横浜市
TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール共和国

(7) **使用人の状況** (2020年1月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
43名	1名減	39.4歳	3年11ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

(8) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,169,000株（自己株式111株を含む）
 （注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は9,500株増加しております。
- (3) 株主数 1,945名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
藤 吉 英 彦	855,000	26.98
W O R L D F P T E . L T D .	445,000	14.04
寺 山 隆 一	158,000	4.98
前 川 昌 之	155,000	4.89
藤 吉 一 彦	100,000	3.15
株 式 会 社 S B I 証 券	72,300	2.28
玉 山 洋 祐	60,000	1.89
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	51,400	1.62
新 沼 吾 史	51,100	1.61
野 村 證 券 株 式 会 社	42,900	1.35

（注） 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2020年1月31日現在）

地位及び担当	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 吉 英 彦	CEO TRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. Director 株式会社ピースリー代表取締役社長
取 締 役	坂 本 博 昭	国内事業管掌 株式会社ピースリー取締役
取 締 役	奥 文 郎	経営管理部長
取 締 役	前 川 昌 之	公認会計士税理士前川昌之事務所 所長 株式会社CONSOLIX 代表取締役 株式会社モデュレックス 社外監査役 株式会社アイ・ピー・エフコーポレーション 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 安 俊 英	岡安総合会計事務所 所長 株式会社松村組 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐々木 豊	株式会社ビザライト 代表取締役 株式会社松屋アールアンドディ 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 口 昌 之	弁護士・公認会計士 原口総合法律事務所 所長 株式会社早稲田アカデミー 取締役（監査等委員） MRT株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）岡安俊英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当事業年度中における役員の異動は次のとおりであります。
- 2019年4月23日開催の第25期定時株主総会の終結の時をもって、松川淳氏及び稲田淳氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- 2019年4月23日付で坂本博昭氏は取締役に就任いたしました。
6. 当社は、取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と取締役（監査等委員）岡安俊英氏、佐々木豊氏及び原口昌之氏とは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（監査等委員を除く）	6名	33,650千円
取 締 役（監査等委員）	3名	8,400千円
合 計	9名	42,050千円

- (注) 1. 上記には、2019年4月23日をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、第22期臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は第24期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記のうち社外取締役（監査等委員）3名に支払った報酬等の総額は8,400千円であります。
4. 上記支給額その他、当社子会社の取締役を兼務している取締役（監査等委員を除く）1名に対して、子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額7,752千円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）である岡安俊英氏は、岡安総合会計事務所の所長、株式会社松村組の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である佐々木豊氏は、株式会社ビザライトの代表取締役を兼任しております。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）である原口昌之氏は、原口総合法律事務所の所長、株式会社早稲田アカデミーの取締役（監査等委員）及びMRT株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同事務所及び各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	岡 安 俊 英	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100％）、監査等委員会14回のうち14回（100％）に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	佐 々 木 豊	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100％）、監査等委員会14回のうち14回（100％）に出席し、必要に応じて企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	原 口 昌 之	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回（100％）、監査等委員会14回のうち14回（100％）に出席し、必要に応じて弁護士・公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

(2) 会計監査人の報酬等

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 13,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制整備

業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針として、当社が取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監視に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部を管掌する取締役又は執行役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るコンプライアンス規程及び危機管理規程を制定及び改定し、潜在的风险の早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役及び執行役員は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。

このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、関係会社担当部署として海外事業推進室を設けており、海外子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行っております。また、取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告するとともに、内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告することを内部監査計画として策定しております。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則１名以上配します。

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底しております。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限り）について生じる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。また、当社は監査業務に係る費用について、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとしております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社では、経営管理部による業務監査及び内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

② コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を選任しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内を設置し、取り組みを強化しております。

③ リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが顕在化した場合には、迅速かつ確な対応をすることを目的として、「危機管理規程」を整備し、危機管理担当取締役を選任しております。

④ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を16回開催しております。

⑤ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部統制担当部署など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

2020年1月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,009,041	流 動 負 債	72,402
現金及び預金	617,788	買 掛 金	15,889
売 掛 金	249,758	未 払 法 人 税 等	7,796
た な 卸 資 産	124,531	賞 与 引 当 金	8,633
そ の 他	16,965	そ の 他	40,083
貸 倒 引 当 金	△3	固 定 負 債	2,806
固 定 資 産	157,565	リ ー ス 債 務	2,806
有 形 固 定 資 産	27,790	負 債 合 計	75,209
建 物	13,431	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	14,359	株 主 資 本	1,081,385
無 形 固 定 資 産	70,065	資 本 金	438,127
ソ フ ト ウ ェ ア	57,473	資 本 剰 余 金	378,977
そ の 他	12,591	利 益 剰 余 金	264,526
投 資 そ の 他 の 資 産	59,709	自 己 株 式	△246
長 期 前 払 費 用	5,418	その他の包括利益累計額	1,040
長 期 未 収 入 金	40,565	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,040
繰 延 税 金 資 産	2,904	新 株 予 約 権	708
そ の 他	10,820	非 支 配 株 主 持 分	8,262
資 産 合 計	1,166,606	純 資 産 合 計	1,091,396
		負 債 純 資 産 合 計	1,166,606

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		783,417
売上原価		553,954
売上総利益		229,462
販売費及び一般管理費		332,781
営業損失		103,318
営業外収益		
受取利息	46	
消費税差額	1,881	
為替差益	1,300	
還付加算金	659	
その他の	440	4,327
営業外費用		
持分法による投資損失	2,612	
その他の	766	3,379
経常損失		102,370
特別利益		
固定資産売却益	54	54
特別損失		
固定資産除却損	5,990	5,990
税金等調整前当期純損失		108,307
法人税、住民税及び事業税	5,591	
法人税等調整額	△9	5,581
当期純損失		113,888
非支配株主に帰属する当期純利益		8,375
親会社株主に帰属する当期純損失		122,263

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	437,237	378,087	386,790	△246	1,201,868
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	890	890	－	－	1,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)	－	－	△122,263	－	△122,263
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	890	890	△122,263	－	△120,483
当 期 末 残 高	438,127	378,977	264,526	△246	1,081,385

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△154	993	839	708	－	1,203,416
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	－	－	－	－	－	1,780
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)	－	－	－	－	－	△122,263
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	154	46	201	－	8,262	8,463
当 期 変 動 額 合 計	154	46	201	－	8,262	△112,019
当 期 末 残 高	－	1,040	1,040	708	8,262	1,091,396

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2020年1月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	931,522	流 動 負 債	65,417
現 金 及 び 預 金	508,031	買 掛 金	15,690
売 掛 金	291,784	未 払 金	30,305
製 品	114,253	未 払 費 用	2,816
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	36	未 払 法 人 税 等	2,509
前 渡 金	1,983	前 受 金	2,542
前 払 費 用	10,801	預 り 金	2,774
そ の 他	4,639	賞 与 引 当 金	7,809
貸 倒 引 当 金	△7	そ の 他	969
固 定 資 産	234,185	固 定 負 債	2,806
有 形 固 定 資 産	27,790	リ ー ス 債 務	2,806
建 物	16,798	負 債 合 計	68,224
工 具 、 器 具 及 び 備 品	79,031	(純 資 産 の 部)	
減 価 償 却 累 計 額	△68,038	株 主 資 本	1,096,775
無 形 固 定 資 産	68,538	資 本 金	438,127
ソ フ ト ウ ェ ア	57,473	資 本 剰 余 金	378,977
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	10,763	資 本 準 備 金	366,856
そ の 他	301	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,121
投 資 そ の 他 の 資 産	137,856	利 益 剰 余 金	279,917
関 係 会 社 株 式	78,786	利 益 準 備 金	1,170
長 期 前 払 費 用	5,418	そ の 他 利 益 剰 余 金	278,746
長 期 未 収 入 金	40,565	繰 越 利 益 剰 余 金	278,746
繰 延 税 金 資 産	2,904	自 己 株 式	△246
そ の 他	10,181	新 株 予 約 権	708
資 産 合 計	1,165,708	純 資 産 合 計	1,097,484
		負 債 純 資 産 合 計	1,165,708

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	727,010
売上原価	539,666
売上総利益	187,343
販売費及び一般管理費	305,069
営業損失	117,725
営業外収益	
受取利息	29
為替差益	1,534
還付加算金	659
その他の	95
営業外費用	
株式交付費	310
支払利息	131
その他の	11
経常損失	115,859
特別利益	
固定資産売却益	54
特別損失	
固定資産除却損	5,990
税引前当期純損失	121,795
法人税、住民税及び事業税	304
法人税等調整額	△9
当期純損失	122,090

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年 2 月 1 日から
2020年 1 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
						繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	437,237	365,966	12,121	378,087	1,170	400,837	402,007	△246	1,217,086
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	890	890	－	890	－	－	－	－	1,780
当期純損失(△)	－	－	－	－	－	△122,090	△122,090	－	△122,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	890	890	－	890	－	△122,090	△122,090	－	△120,310
当 期 末 残 高	438,127	366,856	12,121	378,977	1,170	278,746	279,917	△246	1,096,775

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合 計
	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△154	△154	708	1,217,641
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	－	－	1,780
当期純損失(△)	－	－	－	△122,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	154	154	－	154
当期変動額合計	154	154	－	△120,156
当 期 末 残 高	－	－	708	1,097,484

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年3月26日

株式会社トランザス
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 村 田 征 仁 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 田 聡 司 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トランザスの2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ピースリーとの間で、合併契約書を締結することを決議し、同日に締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
と
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年3月26日

株式会社トランザス

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランザスの2019年2月1日から2020年1月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表9. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月24日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ピースリーとの間で、合併契約書を締結することを決議し、同日に締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、第26期監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備についての取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役より「職務執行確認書」も取得しており、指摘すべき事項は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるとともに、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月27日

株式会社トランザス 監査等委員会

監 査 等 委 員 岡 安 俊 英 印

監 査 等 委 員 佐 々 木 豊 印

監 査 等 委 員 原 口 昌 之 印

(注) 監査等委員岡安俊英、佐々木豊及び原口昌之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2020年3月24日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、株式会社ピースリー（本社：神奈川県横浜市）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、合併契約書を締結することを決議し、同日同契約書を締結いたしました。本合併に伴い、当社は株式会社ピースリーの事業を引き続き営むこととなります。また、本合併後、当社は規模の拡大が見込まれる当事業を会社の主要事業に育てていくことを新たな会社の方針としております。

このような取り組みの中、事業内容の追加及び見込まれる事業規模の拡大にふさわしい商号に変更すること及び目的を追加・並び順の変更により一新することといたしました。

また、事業規模の拡大に伴い、若干名の人材の採用を検討しており、優秀な人材の確保に有利となるよう、本店所在地を神奈川県横浜市から東京都千代田区に移転することといたしました。

上記の理由により、現行定款の変更をいたしたいと存じます。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社トランザスと称し、英文ではTRANZAS , Incと表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ピースリーと称し、英文ではP3 , Incと表示する。
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. デジタル回路及びアナログ回路を利用した電気通信機器類の開発・製造・販売業務</u> <u>2. パーソナルコンピュータ、サーバ及びその周辺機器の設計・製造並びに販売</u> <u>3. パーソナルコンピュータ通信、情報通信システムの設計、企画、施工</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. インターネットを利用したマーケティングを行うプラットフォームの企画、開発、運営及び管理</u> <u>2. 広告の企画及び制作並びに広告代理業</u> <u>3. 各種マーケティングリサーチ業</u>

現 行 定 款	変 更 案
4. データ通信システムに関するソフトウェアの開発、販売並びに賃貸	4. ニュースメディアに関する業務
5. 電気通信機械器具のソフトウェアの開発並びに販売	5. 専門情報を扱うメディア事業
6. 電気通信機械器具のハードウェアの製造、開発及び販売並びに貿易	6. インターネットを利用した代金決済システムの導入に関する業務
7. アプリケーションシステムの設計、開発	7. インターネット、その他通信網を利用した各種情報の収集、管理、処理及び提供サービスに関する業務
8. アプリケーションソフトウェアの企画・開発及び保守・点検	8. インターネットを利用したソリューションサービスの提供
9. インターネット、携帯電話、スマートフォンその他通信システムを利用した、法人、個人への文字情報・音声情報・画像情報を含むデジタルコンテンツの企画、開発、販売及び配信サービス業務	9. コンピュータ使用における会員等のデータベース管理及び会員向け情報のサービス
10. インターネットなどの電気通信情報網を利用した情報提供サービス業	10. インターネットのホームページの企画、制作及び管理
11. コンピュータ使用における会員等のデータベース管理及び会員向け情報のサービス	11. テレビ番組、ラジオ番組、インターネット番組、有線放送番組の企画、制作及び配信
12. インターネットを利用した放送事業並びにその企画、開発、設計、運営及び販売に関する業務	12. 映像・画像等の企画、制作、販売、賃貸及び配信
13. 電気通信工事業務、電気工事業務	13. インターネット、携帯電話、スマートフォンその他通信システムを利用した、法人、個人への文字情報・音声情報・画像情報を含むデジタルコンテンツの企画、開発、販売及び配信サービス業務
14. 電気通信事業に基づく役務提供	14. グラフィックデザインの企画、制作及び写植版下業務
15. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣	15. フリーター等の育成及びマネジメント並びにプロモート業務
〈新設〉	16. デジタル回路及びアナログ回線を利用した電気通信機器類の開発、製造及び販売
〈新設〉	17. コンピュータハードウェア、サーバー及びその周辺機器の設計、製造並びに販売
〈新設〉	18. コンピュータソフトウェアの開発、制作及び販売
〈新設〉	19. コンピュータ通信、情報通信システムの設計、企画及び施工

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

監査
報告書

株主
総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
〈新設〉	<u>20. データ通信システムに関するソフトウェアの開発、販売及び賃貸</u>
〈新設〉	<u>21. 電気通信機械器具のソフトウェアの開発及び販売</u>
〈新設〉	<u>22. 電気通信機械器具のハードウェアの製造、開発、販売及び輸出入</u>
〈新設〉	<u>23. アプリケーションシステムの設計及び開発</u>
〈新設〉	<u>24. アプリケーションソフトウェアの企画・開発及び保守・点検</u>
〈新設〉	<u>25. 書籍（楽譜・音楽図書・教育図書を含むがこれらに限定されない）・雑誌等の出版物の制作及び販売</u>
〈新設〉	<u>26. インターネット関連商品の製造、販売ならびに輸出入</u>
〈新設〉	<u>27. 映像ソフト・音声ソフトの製造、販売及び輸出入</u>
〈新設〉	<u>28. 通信販売（インターネットを利用した通信販売を含むがこれに限定されない）に関する業務</u>
〈新設〉	<u>29. 商品の企画、開発、デザイン及び販売</u>
〈新設〉	<u>30. キャラクターの企画、開発、デザイン及び販売</u>
〈新設〉	<u>31. 電気通信事業</u>
〈新設〉	<u>32. 電気通信事業に係るシステムの開発、販売、賃貸及び保守</u>
〈新設〉	<u>33. 電気通信工事業</u>
〈新設〉	<u>34. 電気工事業</u>
〈新設〉	<u>35. 労働者派遣事業</u>
〈新設〉	<u>36. 各種イベント・催事の企画、制作、演出、斡旋、実施及び運営</u>
〈新設〉	<u>37. 飲食店の企画及び経営</u>
〈新設〉	<u>38. 生命保険の募集に関する業務</u>
〈新設〉	<u>39. 損害保険代理業</u>
〈新設〉	<u>40. 電子決済等代行業</u>
〈新設〉	<u>41. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得、使用許諾、売買及び管理</u>

現 行 定 款	変 更 案
〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 16. 前各号に附帯する一切の事業	42. 録音物、録画物、出版物、原盤の企画、製作及び販売 43. 音楽著作物等の著作物に関する著作権の管理、利用の開発 44. 前各号に関するコンサルティング業務 45. 前各号に付帯する一切の業務 (2) 当会社は前項のほか、次の事業及びこれに付帯関連する事業を営むことを目的とする。 (i) 金融商品、不動産等への投資業務 (ii) 株式・出資の売買、保有、運用および管理 (iii) その他適法な一切の事業
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>神奈川県横浜市</u>におく。 第4条～第42条〈条文省略〉	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を<u>東京都千代田区</u>におく。 第4条～第42条〈現行どおり〉
〈新設〉	附則 第1条 第1条、第2条及び第3条の変更の効力発生日は、2020年5月1日とする。 2 本条は、前項の効力発生日をもって削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会はずべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 数
1	新任 寺 山 隆 一 (1952年6月22日生)	2007年 1 月 株式会社ニュース・サービス・センター代 表取締役社長（現任） 2007年 1 月 財団法人日本広報センター特別倫理委員・ 評議委員 2007年 5 月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社 CAM）執行役員 2007年 6 月 同社取締役会長 2013年 5 月 株式会社メディアドゥ（現株式会社メディ アドゥホールディングス）取締役 2015年 4 月 株式会社NSCホールディングス代表取締 役社長（現任） 2019年 3 月 株式会社ピースリー代表取締役会長（現 任）	158,000株
2	再任 藤 吉 英 彦 (1973年5月2日生)	1995年 1 月 有限会社アイ・ディー・ディー（現当社） 設立 代表取締役社長兼CEO（現任） 2012年 5 月 北京大学EMBAコース修了 2013年 8 月 株式会社さんぽ路取締役（現任） 2016年 2 月 WORLD F PTE. LTE.取締役（現任） 2017年 2 月 TRANZAS Asia Pacific Pte.Ltd. Director（現任） 2019年 8 月 株式会社ピースリー代表取締役社長（現 任）	855,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株数
3	再任 さか もと ひろ あき 坂 本 博 昭 (1970年8月5日生)	1994年10月 スリーコムジャパン株式会社入社 1999年1月 シスコシステムズ株式会社（現シスコシステムズ合同会社）入社 2001年10月 Unisphere Networks Inc.（現Juniper Networks, K.K.）Japan Office入社 2006年1月 シスコシステムズ合同会社入社 2016年11月 パロアルトネットワークス株式会社入社 2019年1月 当社執行役員 2019年3月 株式会社ピースリー取締役（現任） 2019年4月 当社取締役（現任）	－ 株
4	新任 あお やぎ たか し 青 柳 貴 士 (1974年4月1日生)	2004年9月 アイ・ティー・シーネットワーク株式会社（現コネクシオ株式会社）入社 2007年11月 ヤフー株式会社入社 2008年9月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）入社 2014年6月 株式会社ニュース・サービス・センター入社 2014年12月 同社取締役（現任） 2015年4月 株式会社NSCホールディングス取締役（現任） 2019年3月 株式会社ピースリー取締役（現任）	－ 株

- ※1 取締役候補者寺山隆一氏は、当社の子会社である株式会社ピースリーの代表取締役会長を兼職しております。当社は同社との間で、営業取引関係等があります。
- ※2 取締役候補者藤吉英彦氏は、当社の子会社であるTRANZAS Asia Pacific Pte. Ltd. のDirector及び株式会社ピースリーの代表取締役社長を兼職しております。当社は同社との間で、営業取引関係等があります。
- ※3 取締役候補者坂本博昭氏は、当社の子会社である株式会社ピースリーの取締役を兼職しております。当社は同社との間で、営業取引関係等があります。
- ※4 取締役候補者青柳貴士氏は、当社の子会社である株式会社ピースリーの取締役を兼職しております。当社は同社との間で、営業取引関係等があります。

- ※ 5 当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該責任限定契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株数
1	再任 社外 岡 安 俊 英 (1982年11月12日生)	2005年8月 TAC株式会社入社 2008年10月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2009年11月 公認会計士登録 2014年1月 岡安総合会計事務所所長（現任） 2016年6月 株式会社松村組監査役（現任） 2018年4月 当社取締役（監査等委員）（現任）	－ 株
2	再任 社外 佐 々 木 豊 (1956年9月29日生)	1980年4月 中外貿易株式会社（現CBC株式会社）入社 2003年4月 同社取締役 2009年4月 同社常務取締役 2014年5月 株式会社ビザライト設立 代表取締役（現任） 2016年2月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年12月 株式会社松屋アールアンドディ社外取締役（現任）	5,000株
3	再任 社外 原 口 昌 之 (1961年5月9日生)	1996年4月 公認会計士登録 2000年4月 弁護士登録 2004年1月 原口総合法律事務所所長（現任） 2008年6月 株式会社早稲田アカデミー監査役 2011年10月 MRT株式会社監査役（現任） 2016年2月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2017年6月 株式会社早稲田アカデミー取締役（監査等委員）（現任）	2,500株

※1 取締役候補者岡安俊英氏、佐々木豊氏、原口昌之氏は社外取締役候補者であります。

- ※ 2 取締役候補者岡安俊英氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として監査法人での経験を有しており、また、財務・会計に精通していることから、当社の経営の適切な監督及び経営の健全性の確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏の当社での監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- ※ 3 取締役候補者佐々木豊氏は、商社における事業展開、マーケティング等に関わる豊富な経営経験を有しており、2016年2月の社外取締役就任以来、当社の中長期的なグループ戦略や、グローバル展開等についての有益な提言をいただいたことから、当社の経営の適切な監督及び経営の健全性の確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏の当社での監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。
- ※ 4 取締役候補者原口昌之氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士・公認会計士として企業法務並びに財務・会計に精通しており、また、他の会社の社外取締役や社外監査役としての経験から、企業経営に関する見識を有していることから、当社の経営の適切な監督及び経営の健全性の確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、同氏の当社での監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月となります。
- ※ 5 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ※ 6 当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は、岡安俊英氏、佐々木豊氏、原口昌之氏と当該責任限定契約を結んでおりますが、本議案が承認可決された場合には当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 当該責任限定契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員の報酬額は、2015年12月25日開催の第22期臨時株主総会において年額80,000千円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大している中で、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準を維持する必要があることなど諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額100,000千円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります監査法人A&Aパートナーズは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

また、監査等委員会がそうせい監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が会計監査人に求められる専門性、独立性及び品質管理体制を具備しており、加えて、従来と異なる視点や手法による監査を通じて、当社の計算書類の更なる信頼性の向上に寄与すると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

名	称	そうせい監査法人	
主	た	る	事 務 所
		東京都新宿区市谷本村町3番19号 千代田ビル	
沿	革	2018年2月 設立	
概	要	資本金	
		構成人員	公認会計士 9名（うち、代表社員5名）
			その他 1名
			合計 10名

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号 MMパークビル 5階
TKPガーデンシティPREMIUMみなとみらい ホールC
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)



交通のご案内

- みなとみらい線 みなとみらい駅 4出口 徒歩1分
- JR京浜東北線 桜木駅 北1出口 徒歩15分

※会場には駐車場の用意はございませんのでご了承ください。